

「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」と「答申（案）」との対照表

○第1章 仙台市におけるこれまでの取組と評価

中間報告	答申（案）
4ページ25行目 ○ 地域団体やNPO等における女性の参画に関しては、交流や研修などの様々な事業を通じて、女性リーダーの育成支援に努めましたが、女性の町内会長の割合が <u>8.4%</u> （平成22年4月1日現在）にとどまるなど、地域団体等の意思決定の場への女性の参画は依然として進んでいません。	○ 地域団体やNPO等における女性の参画に関しては、交流や研修などの様々な事業を通じて、女性リーダーの育成支援に努めましたが、女性の町内会長の割合が <u>年度により差異はあるものの1割以下</u> の推移となるなど、地域団体等の意思決定の場への女性の参画は依然として進んでいません。
5ページ枠内 ■仙台市における単位町内会長に占める女性の割合 ■仙台市におけるPTA会長に占める女性の割合	■仙台市における単位町内会長に占める女性の割合 (表中に「H16」実績を追加) ■仙台市におけるPTA会長に占める女性の割合 (表中に「H16」実績を追加)
6ページ22行目 ○ メディアにおける男女共同参画の尊重については、性の商品化や有害サイトが広がる中で、メディアからの情報を、 <u>主体的に理解し、読み解く能力の向上</u> を計る取組が不十分でした。メディアからの情報が市民意識に与える影響は少なくなく、引き続き、メディアからの情報を読み解き、活用する能力の向上を図る取組のあり方などを検討していく必要があります。	○ メディアにおける男女共同参画の尊重については、性の商品化や有害サイトが広がる中で、メディアからの情報を、 <u>そのまま受け止めるのではなく、主体的に理解し、活用する能力の向上</u> を計る取組が不十分でした。メディアからの情報が市民意識に与える影響は少なくなく、引き続き、メディアからの情報を読み解き、活用する能力の向上を図る取組のあり方などを検討していく必要があります。【市民意見 No5】
7ページ枠内	■年齢別人口妊娠中絶件数及び人口千対（資料を追加）【市民意見 No6, 34】

「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」と「答申（案）」との対照表

中間報告	答申（案）
8ページ16行目 10ページ6行目、13行目、16行目 16ページ枠内 <u>ワーク・ライフ・バランス</u>	<u>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）</u>
10ページ枠内 ■児童扶養手当受給者数	■合計特殊出生率（資料を追加）【市民意見 No6】 ■児童扶養手当受給者数（表中に「H16」実績を追加）
11ページ枠内 ■仙台市の外国人登録人口	■女性の労働力率（資料を追加）【市民意見 No6】 ■仙台市の外国人登録人口（各年4月1日現在を追加）

○第2章 男女共同参画をめぐる動向

中間報告	答申（案）
17ページ8行目、19行目、 <u>ワーク・ライフ・バランス</u>	<u>（仕事と生活の調和）ワーク・ライフ・バランス</u>
18ページ4行目 「男女平等のまち仙台」の実現に向けて、地域団体、NPO、企業など、地域を構成する様々な主体が連携・協力しながら、進めていくことが求められています。	「男女平等のまち・仙台」の実現に向けて、地域団体、NPO、企業など、地域を構成する様々な主体が連携・協力しながら、進めていくことが求められています。

「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」と「答申（案）」との対照表

○第3章 新計画の基本的な考え方

中 間 報 告	答 申 （案）
<p>19ページ10行目 また、「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」の項目を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める基本計画（「仙台市DV防止基本計画」）として明確に位置づけるものとします。その部分については、「仙台市DV防止基本計画」として示せるよう、改めて別冊を作成する必要があると考えます。</p> <p>19ページ15行目 新しい計画は、仙台市男女共同参画推進条例に基づいて策定されるものであることから、現行の「男女共同参画せんたいプラン〔2009-2010〕」と同様に、条例における基本理念を、新たな計画において最も基本的な理念とすべきであると考えます。</p>	<p>また、「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」の項目に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める基本計画（「仙台市DV防止基本計画」）を包含するものとします。その部分については、「仙台市DV防止基本計画」として示せるよう、改めて別冊を作成する必要があると考えます。</p> <p>新しい計画は、仙台市男女共同参画推進条例に基づいて策定されるものであることから、現行の「男女共同参画せんたいプラン〔2009-2010〕」と同様に、新たな計画においても、条例における基本理念を最も基本的な理念とすべきであると考えます。</p>

○第4章 基本目標及び施策の方向

中 間 報 告	答 申 （案）
<p>基本目標1 「政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進」</p> <p>21ページ17行目 ◆施策の方向◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市の審議会等における女性委員登用率の向上 ② 市及び市の関係団体等における方針の立案や決定への男女共同参画の促進 ③ 地域団体・NPO等における方針の立案や決定への男女共同参画の促進 ④ 政策形成及び意思決定の場への参画に向けた学習機会の提供 	<p>基本目標1 「政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進」</p> <p>◆施策の方向◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市の審議会等における女性委員登用率の向上 ② 市及び市の関係団体等における方針の立案や決定の場における男女共同参画の促進 ③ 地域団体・NPO等における方針の立案や決定の場における男女共同参画の促進 ④ 政策形成及び意思決定の場への参画に向けた学習機会の提供

「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」と「答申（案）」との対照表

中間報告	答申（案）
<p>基本目標2 「男女共同参画に関する教育・学習の推進」</p> <p>21ページ23行目 人権意識や男女平等意識に基づき男女共同参画を進めていくための礎として、教育・学習は重要な役割を果たしています。固定的な役割分担意識を解消し、一人ひとりの個性と能力を認める男女平等教育を推進していくことが求められます。</p> <p>22ページ5行目 ◆施策の方向◆ ① 学校・家庭・地域の連携による教育・学習機会の拡充 ② 教職員への意識啓発と研修の充実 ③ 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実 ④ 若年者の健全な職業観を育成する教育の充実 ⑤ メディアにおける男女共同参画の尊重 ⑥ 女性の生涯にわたる心身の健康支援</p> <p>基本目標4 「労働の分野における男女共同参画の推進」</p> <p>23ページ9行目 <u>ワーク・ライフ・バランス</u></p>	<p>基本目標2 「男女共同参画に関する教育・学習の推進」</p> <p>人権意識や男女平等意識に基づき男女共同参画を進めていくための礎として、教育・学習は重要な役割を果たしています。<u>幼い頃からの発達段階に応じて人権尊重の意識を育んでいくためには、学校教育全体を通じた人権教育が重要です。</u>固定的な役割分担意識を解消し、一人ひとりの個性と能力を認める男女平等教育を推進していくことが求められます。【市民意見 No21】</p> <p>◆施策の方向◆ ① 学校・家庭・地域・NPO等との連携による教育・学習機会の拡充 【市民意見 No35】 ② <u>校長をはじめとする教職員への意識啓発と研修の充実</u>【市民意見 No29】 ③ 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実 ④ 若年者の健全な職業観を育成する教育の充実 ⑤ メディアにおける男女共同参画の尊重 ⑥ 女性の生涯にわたる心身の健康支援</p> <p>基本目標4 「労働の分野における男女共同参画の推進」</p> <p><u>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）</u></p>

「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」と「答申（案）」との対照表

中間報告	答申（案）
<p>基本目標5 「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」</p> <p>23ページ2行目</p> <p>DVは人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与える、将来の世代の育成にも大きな影響を及ぼしかねません。<u>生命を脅かすような暴力事件は複雑化しており、配偶者や若年層における交際相手からの暴力など様々で、被害者の9割が女性です。</u> DVは人権侵害であり、人間として許されない行為です。どんな理由があろうとも、暴力は許されない、社会全体がそうした共通認識を持つことが大切です。DVによる被害が起きない、安全な社会や家庭を作るため、予防の観点から、非暴力教育、人権教育が重要であり、小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした教育が不可欠です。</p> <p>24ページ枠の文章</p> <p>なお、…</p> 	<p>基本目標5 「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」</p> <p>DV<u>を含む</u>女性に対する暴力は、人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与える、将来の世代の育成にも大きな影響を及ぼしかねません。<u>配偶者間における暴力の検挙数は増加傾向にあり、被害者の9割は女性です。また、交際相手からの暴力被害も深刻な状況にあることが、内閣府の調査などで明らかになってきました。</u> DV<u>など</u>女性に対する暴力は人権侵害であり、人間として許されない行為です。どんな理由があろうとも、暴力は許されない、社会全体がそうした共通認識を持つことが大切です。DVによる被害が起きない、安全な社会や家庭を作るため、予防の観点から、非暴力教育、人権教育が重要であり、小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした教育が不可欠です。</p> <p>(枠ごと削除)</p> <p>【市民意見 No57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67】</p>
<p>基本目標6 「地域における男女共同参画の推進」</p> <p>24ページ2行目</p> <p>また、一人暮らしの高齢者や障害者、<u>外国籍市民</u>など、自立して生活していくにあたり困難を抱えている人々が増加しています。これらの人々が、地域において安心して生活していくために、互いに尊重して支え合う地域づくりが求められています。</p>	<p>また、一人暮らしの高齢者や障害者、<u>外国人</u>など、自立して生活していくにあたり困難を抱えている人々が増加しています。これらの人々が、地域において安心して生活していくために、互いに尊重して支え合う地域づくりが求められています。</p>

「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」と「答申（案）」との対照表

中間報告	答申（案）
<p>24ページ27行目</p> <p>◆施策の方向◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充 ② 市民活動団体及び企業との連携の強化 ③ 男女共同参画推進センターと地域施設との連携による学習機会の充実 ④ 男女が共に参加しやすい地域活動の推進 ⑤ 障害の有無や年齢、国籍にかかわらず共に支え合う地域づくりの推進 	<p>◆施策の方向◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充 ② 市民活動団体及び企業との連携の強化 ③ 男女共同参画推進センターと地域施設との連携による学習機会の充実 ④ 男女が共に参加しやすい地域活動の推進 ⑤ 障害の有無や年齢、<u>国籍や文化の違い</u>にかかわらず共に支え合う地域づくりの推進

第6章 計画の推進体制及び評価

中間報告	答申（案）
<p>27ページ3行目</p> <p>男女共同参画の計画の内容は広範囲にわたるため、全庁的な問題としてとらえていくことが重要です。そのためには、市長をトップとした府内推進体制である「仙台市男女共同参画推進本部」がより有効に機能し、仙台市が一層の取組を行い、実効性のある<u>施策展開を進めていく</u>必要があります。</p>	<p>男女共同参画の計画の内容は広範囲にわたるため、全庁的な問題としてとらえていくことが重要です。そのためには、市長をトップとした府内推進体制である「仙台市男女共同参画推進本部」がより有効に機能し、仙台市が一層の取組を行い、実効性のある<u>施策を展開していく</u>必要があります。</p>